

新たな

食料・農業・農村

基本計画のポイント

平成22年3月に、新しい食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。同計画は、食料・農業・農村基本法(平成11年制定)に基づき、今後10年程度を見通して、食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針等を定めるものです。情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされており、今回は3回目の策定となりました。

総論

◎食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置付け

◎国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を確保

◎「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を目指す



<新たな理念に基づく政策の一体的展開>

- 戸別所得補償制度の導入
- 消費者が求める「品質」と「安全・安心」といったニーズに適った生産体制への転換
- 6次産業化による活力ある農山漁村の再生

**「食」と「地域」の早急な再生を図る
食料自給率を50%（供給熱量ベース）に引き上げる**

総合的かつ計画的に講ずべき施策(抜粋)

食料の安定供給の確保

安全な食料を安定供給し、国民が安心を実感できる食生活の実現に向けた政策を確立する。「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や食品の安全性を向上させる。



農業の持続的発展

食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るため、意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する。戸別所得補償制度を導入するとともに、新たな付加価値の創出、多様な農業経営の育成・確保、優良農地の確保と有効利用等の取組を進める。



農村の振興

農山漁村に由来する農林水産物やバイオマスなどのあらゆる「資源」と「産業」とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進し、新たな付加価値や人材を創出して、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも定住できる地域社会を構築する。



政策改革の視点

- (1) 効果的・効率的で分かりやすい施策の展開
- (2) 施策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開
- (3) 国民の理解と具体的行動を促す施策の展開

戸別所得補償モデル対策の加入申請は、6月末までにお済ませください

農林水産省は、今年度から戸別所得補償モデル対策として、2つの事業をセットで実施しています。

本対策は、日本の食料自給率向上と水田農業の経営安定に極めて重要な意義を有しています。

ぜひともご理解のうえ、一人でも多くの皆さまにご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

お問い合わせは
長野農政事務所
戸別所得補償相談窓口

フリーダイヤル 0120-05-3786

(オコメ ミナハイロー)

平成32年度の食料自給率目標

供給熱量ベースで50%まで引き上げる(平成20年度は41%)

- 生産面…農地を最大限活用し、米粉用米・飼料用米、大豆等の作付けを拡大。技術開発と普及を通じた単収・品質の向上。耕作放棄地の解消を通じた農地の確保等を推進。
- 消費面…消費者や食品産業事業者が国産農産物が選択されるような環境を形成。朝食欠食の改善による米の消費拡大、脂質の摂取抑制、国産大豆の使用割合の大幅な引き上げ、国産小麦・米粉の利用拡大等を推進。

これらの課題を克服するためには、行政の努力はもちろん、国民の皆様の理解と行動が重要となります。基本計画の全文は、農林水産省ホームページに掲載していますので、御一読ください。

http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/
トップページ>基本政策>食料・農業・農村基本計画



関東農政局 長野農政事務所